

慶長期豊前における細川氏の城郭政策と端城普請

(豊後国高田城普請を中心にして)

福 永 素 久

はじめに

・問題の所在

天正十五（一五八七）年の豊臣秀吉による九州平定以降、この地域の城館は破却と普請を繰り返してきた。その動向は、他地域と同様に、中近世移行期における城館の動向を知る上で、重要な鍵になるといえるだろう。先学の研究では、木島孝之氏をはじめその構造について、縄張り図を中心に明らかにした成果が挙げられる^①。さらに今回事例に挙げた大分県は、平成七年（一九九五）度から同一五年（二〇〇三）度にかけて、中世城館総合分布調査が行われ、資料の整備が進められている^②。そこで今回筆者は、豊後高田市にあった高田城を事例に、大友氏改易後以降のこの城の動向を、文献史料（『綿考輯録』・『松井文庫所蔵古文書調査報告書』（以下、『松井家文庫』）・『細川家史料』等）からと、従来取り扱われて来た縄張り論から考察していく事にしたい。

よって、本論では研究目的として

①『綿考輯録』を中心に、竹中氏から細川氏に至るまでの高田城普請の動向を検討する。

②その高田城及び、細川氏時代の端城普請と其の周辺の城普請から、細川氏時代の支城の一つとしての高田城の役割について考察する。の二点に絞ることにした。

今回、高田城を取り上げた理由としては、大分県の中世城館総合調査から漏れている事と、大友氏改易後、竹中重利・細川忠興というように、近世大名が次々と、周辺地域に転封されてきた事により、中近世移行期における城館の動向を窺う事が出来る為、今回取り上げることにした。

一 細川氏・竹中氏による高田城普請

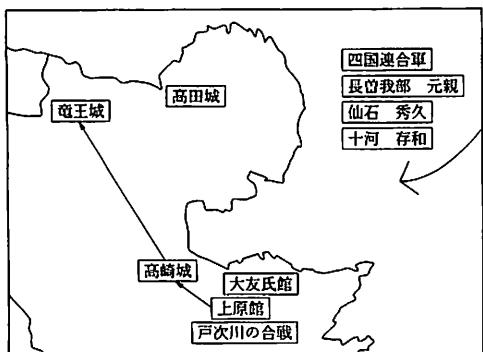
(一) 大友氏改易前後における豊後の情勢

・九州平定から文禄の役にかけて

天正一四（一五八六）年から始まった、薩摩の島津氏による豊後侵攻を受けて、大友義鎮（宗麟）と義統父子と、秀吉の要請により援軍としてきた、四国連合軍（長宗我部氏・十河存保氏・仙石秀久氏ら）が、その年の一二月一二日、現在の大分市南部にある、戸次川で島津勢と対峙した（戸次川の合戦）。そして、大友・四国連合軍は敗北を喫した。その時大友氏館も含む、府内にあった城下町もこの戦いで焼失した。一方で大友義統は、居館であった上原館を捨て、高崎城（大分市）を経て、竜王城（宇佐市安心院町）へ逃走した（第一図）。

その後、大友父子の要請により、豊臣秀吉が天正一五年に九州を平定、大友氏は豊後一国を安堵された。

この時期の城郭政策について次の史料がある。これは、秀吉が天正十五（一五八七）



第一図 大友義統逃走図

年五月十三日に弟・秀長にあてた朱印状にある。これは、十四か条からなり、その中の城郭政策に関するものが挙げられているうち豊後・豊前を見ると、

【史料一】

(A) 一、豊後國にて、去年以来、表裏を仕候者之儀は城を受取、可致破却其中にも城を置候はで不叶城は大友左兵衛身に成候者に相持せ可然候哉、夫は左兵衛督と致談合可為分別次第事

(B) 一、肥後、筑後、筑前三ヶ國には城を梅城主夫々に被仰付被入置博多の近所に御在所御普請可被仰候條其方は備前少将、宮内中務法印、蜂須賀阿波守、尾藤左衛門、黒田堪解由、右之者共として、日向、大隈、豊後城普請可申付候併、不入城はわらせ可然事

(C) 一、豊前國之儀、是も不入城はわり、豊後と豊前之間に城一つ馬が岳城と右境目の城と遠候はゞ其間に一城、豊前之内に可置城普請可有候國々之者共、忠不忠を相糺知行可遣候間、其分心得、諸事無油断申付、細々に少之儀も、以一書御本陣へ、毎日成共、不及思案事、於有之者可申上候、請御返事覺悟可然事

(増補『編年大友史料』第二七巻、五四六号文書)

とある。ここでは、「不入城（入れざる城）」＝不要な城は破却するように指示している事が分かる。また(A)では、去年以来つまりは、九州平定で大友・豊臣方に反逆的なものに対し、城を受け取り破却し、必要な場合は大友左兵衛（義統）の身上任せ、相談した上で残す事が明示されている。(B)もこれにあてはまる。そこで注目すべきは、(C)で「忠不忠を相糺知行可遣候間、其分心得、諸事無油断申付」とあるように、今後豊臣政権に対して忠義を選別し、それに応じて知行を認めるという点である。そして(B)の条文の前には

【史料二】

一、豊後國は大友左衛督に、一職に出し候間諸事置目左兵衛ため可然様にいたし候て可然候事

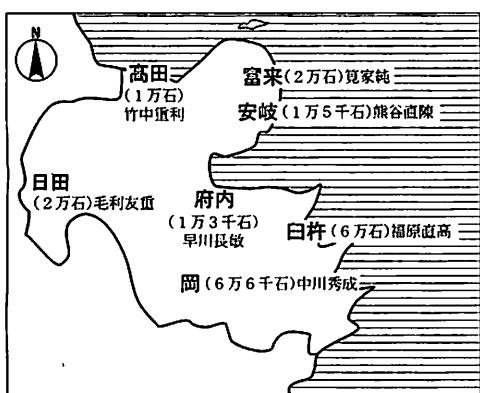
とあるように、豊後の事は義統に任せたとある事は、城を破却する事も知行を宛がうも大友氏が独自にしたいう事になる。このように、秀吉の城郭政策では城割りの決定が秀吉に所領が安堵された、即ち承認された戦国大名独自の判断に任せられた事が窺える。一方で、史料一（C）では、「豊後と豊前之間に城一つ馬が岳城と右境目の城と遠候はゞ其間城、豊前之内に可置城普請可有候國々之者共、」とあるように、豊前馬が岳城と豊後との国境までの間に、豊前側に一城設ける事を明記している。

こうして、秀吉による政策の下、大友氏は所領を安堵された。

しかし所領が安堵された大友氏も、文禄二年（一五九三）の文禄の役で大友義統が鳳山城にて、小西行長を待たずして撤退した事から、秀吉が激怒し大友氏が改易となつた。

・大友氏改易後の豊後

大友氏が改易された後、豊後には、表一のような豊臣系大名が転封されてきた。第二図表一はその配置図であり、それらを合わせて見ると、近世期の豊後に見られるような、「小藩分立」と呼ばれるような状況が、この頃から確立していく。一方で肥後では、佐々成政を経て加藤清正・小西行長が二分して統治していたので、豊後のように大名が分立するような事はなかった。このよう配置にした理由として、瀬戸内海の制海権の確保と、有



第二図 大名配置図（『豊後高田市史』より）

第一表 文禄の役後に転封された大名 文禄三(1596)年当時

転封地	大名	石高	備考
府内	早川 長敏	1万3000石	
臼杵	福原 直高	6万石	早川氏移転後、府内へ転封
岡(竹田)	中川 秀成	6万6000石	
日田	毛利 友重	2万石	後の佐伯藩主
高田	竹中 重利	1万石	江戸期、福原氏改易後府内へ転封
富来	篓 家純	2万石	石垣原の合戦で、黒田氏に攻められ開城
安岐	熊谷 直陳	1万5000石	

事の際の足がかりとして、豊臣直臣の家臣を複数、大名として一国に配置したと考えることが出来る。

その中で高田城は、竹中重利が高田へ一万石で入部し、そして第一章に掲げた秀吉の政策上において、豊後国内の中世城館が「不入城」つまりは、不要の城として、取捨選択を経て、次々と廃城されていく中で、存続が認められた城郭の一つである。もちろん、転封された地域には当時の最新技術である、織豊系城郭の築城あるいは、それによって改修され展開されていった事が窺える⁽⁵⁾。

(二) 高田城について

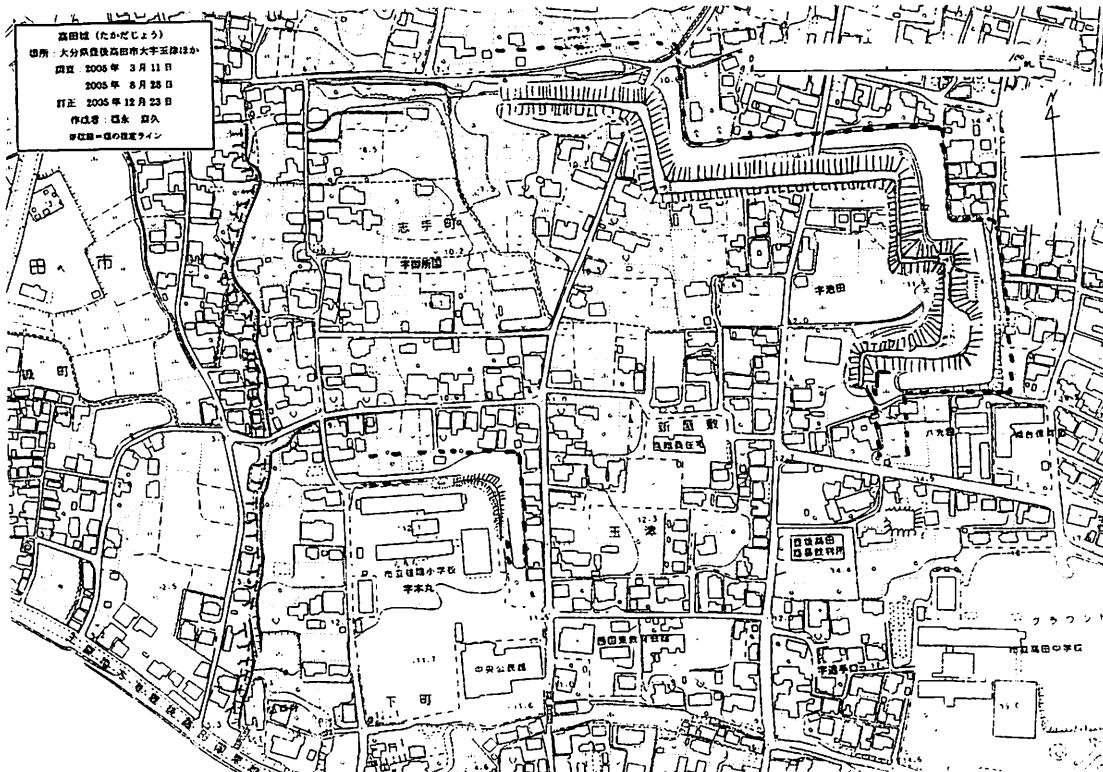
高田城は、現在の豊後高田市の中心部に位置し、桂川の河岸段丘上に現在の桂陽小学校周辺を中心に展開された平城である（繩張り図参照）。江戸時代中期になると肥前島原藩の飛び地となり、代官所が本丸跡に設けられた。その頃の絵図を見ると、代官所のすぐ左（方角で言えば西）は崖となっており、その下が海浜となっている。現在では干拓されているが、当時は城のすぐ近くまでが海だった事がわかる。現在も一部ではあるが、水堀と土塁が残り、城跡周辺には「本丸」・「追手口」・「城台」等の小字が残っている。

この城は、元々高田氏という在地領主の居館であった。高田氏は鎌倉期に、大友氏が豊後守護職に就いて以来の家臣であり、高田氏最後の城主、高田正孝は、文禄の役で大友義統に従軍している。大友氏改易後は、高田浜（現・国見町）に蟄居し、そのまま帰農した（年表参照）。

高田氏が城主をしていた当時、高田城の規模は小規模であったようである。現在小字「本丸」にある桂陽小学校を中心にして、方形居館であったことが、繩張り図から読み取れる。というのも、後に入ってくる竹中氏以降、高田城を大規模に改修する史料が、多く残っているからである。

(三) 竹中氏城主時代の普請について

本章第一節（二）で示したように、大友氏改易後の文禄三年（一五九四）に、竹中重利は一万石の大名として転封されてきた。



高田城縄張り図

その時の普請を示す史料に『豊後全史』と呼ばれる史料がある。これは、元豊後森藩藩校の教官であった加藤賢成が、明治二十五年（一八九一）に編纂したものである。この資料自体刊行されたのが、明治期であり信憑性にやや疑問が残るが、元は文化元年（一八〇四）に編纂された、『豊後国史』をベースにしている事を念頭に置きたい。さらに、竹中氏時代の場合、原史料が残っていない為、縄張り図との比較検証に留まつた事を最初に付け加えておきたい。

この『豊後全史』によると「○文禄三年國東郡高田ニ封セラル○慶長三年城墨ヲ構築ス東西三町五十五間南北三町十間アリ」とある。この史料では、慶長三年（一五九八）に城墨（高田城）を普請し、規模が東西三町五十五間（約三八三坪）、南北三町十間（約三三八坪）であったと記されている。豊後高田周辺にはこれに相当する規模の城館が高田城しか存在しない事から、城墨は高田城の事を指すと言つてよいだろう。また、明治初年の地籍図では、現在残っている水堀よりもさらに北側に堀跡と思われる、地割が確認できた⁽⁶⁾。その結果、現在残っている規模よりもさらに大きく、『國東郡村史』と一致する程の規模だったと推測できる。

一方で、慶長二年に慶長の役がはじまつており、竹中重利も秀吉の命により、従軍している。その為、高田城改修工事の中斷を余儀なくされている。そこで、『豊後全史』での慶長三年の普請は、慶長の役終了直後に行われたと思われる。しかも一年後の慶長五年（一六〇〇）には関が原の戦いが起こり、翌六年にはその合戦の功績により、重利は府内（大分市）へ移つている。その事から、竹中氏が高田城へ在城していた時期が、短期間であった事がわかる。またこの当時の普請の記録が、先程挙げた史料以外見当たらぬ事から、竹中氏の普請が完全なものでなかつたと推測される。

（四）細川氏城主時代の普請について

- ・細川氏の豊前転封と端城形成

同じ頃、細川忠興は関が原の合戦の功績により、

【史料四】

急度申候、我々事豊前一國ニ豊後にて国崎郡速見郡相副拝領候

(『綱考輯錄』二巻十七⁷⁾)

とあるように、丹後宮津から豊前一國と豊後北部（速見・杵築両郡）を拝領している。しかし、忠興はそれ以前に徳川家康から、杵築六万石を拝領している。「綱考輯錄」卷十二の慶長四年（一五九五）（おそらく後半か？）の記述には、

【史料四】

豊後の内木付六万石御加増被遣、依之有吉武藏・松井佐渡を木付へ被差置
といふ々

(『綱考輯錄』二巻十一⁸⁾)

とあり、杵築城代に松井佐渡守康之と有吉四郎右衛門立行（後に武藏守）を杵築へ派遣している。こうして、細川忠興は九州へ転封となり、慶長五年一二月上旬（七日あるいは八日か？）には、丹後を発ち豊後へ入っている。赴任当初は中津城（中津市）に居城していたが、転封から間もなく、小倉城の普請に取り掛かっている。さらに、忠興はその小倉城を本城とし、領内各地に端城を構築しようとした。（第三圖、表一）

・端城の成立と郡奉行

その端城には、松井康之、有吉（後に長岡）立行の重臣を城代としておき、さらに郡奉行を置いた。吉村豊雄氏は『近世大名家の権力と領主経済』の中で、その郡奉行と城代が同じであると、明記されている。⁹⁾しかし、高田城の場合、郡奉行が魚住加賀守になっている。しかし、実際の城代は有吉立行である。その事からも、城代と郡奉行とは連動しているものの、同一人物がなっているとは、限らないと考えができる。

一方でこの時、郡奉行の権限として規定されていたものは、慶長七（一六〇二）年一二月付けの史料では、

【史料五】

覺

一、在々者共覺悟善惡見届届可被申聞事、付他国ニ
親類之有所、是又可被聞立事…①

一、所々百姓迷惑仕儀之有ハ、代官給人令談合可然様
可被申付事…②

一、代官給人善惡可被見届事

一、所々荒候所毛之付様、見及又可被聞立事…③

一、檢地帳ニはつれ、知行余分、又不足之所、可被聞立事…④

一、井手・堤・永荒・當荒・新開之儀見届能様に代官給人

ニ可被申付事…⑤

一、糺明之者搦捕得事、旨儀ニより不成事有之者、於其場可被成敗事…⑥

一本、糺明之者搦捕得、計吟味罪之上、可被致成敗事

一、失人可被付立事…⑦

一、請取之郡々にて、とけいをふり絵図可被仕事…⑧

一本、請取之郡々ニ而見分之通、絵図可被仕事

一、於在々女事、其外猥儀無之様ニ、下々共ニ堅可被申付事…⑨

一、召連候者共、所之者ニ不被頬様ニ念可被入事

以上

慶長七年

一二月(イニ)

長岡肥後守殿

松井佐渡守殿

長岡武藏守殿

加々山隼人殿

魚住加賀守殿

杉生左兵衛殿

〔『綿考収録
二』卷十七(イニ)〕

とある。このように、①「在々之者共」の支配・監督、②戦人地の代官・給人の監督、③荒地の毛付、④知行地の調整、⑤井手・堤・永荒・当荒・新開の見立て、新開の申し付け、⑥犯罪者の成敗⑦失人の仕立て、⑧請取の郡の絵図作成、⑨風俗の取り締まりなど、広範囲に渡っている。このように、細川氏は領国内の郡統治を基本とした端城配置を行ったようと思われる。

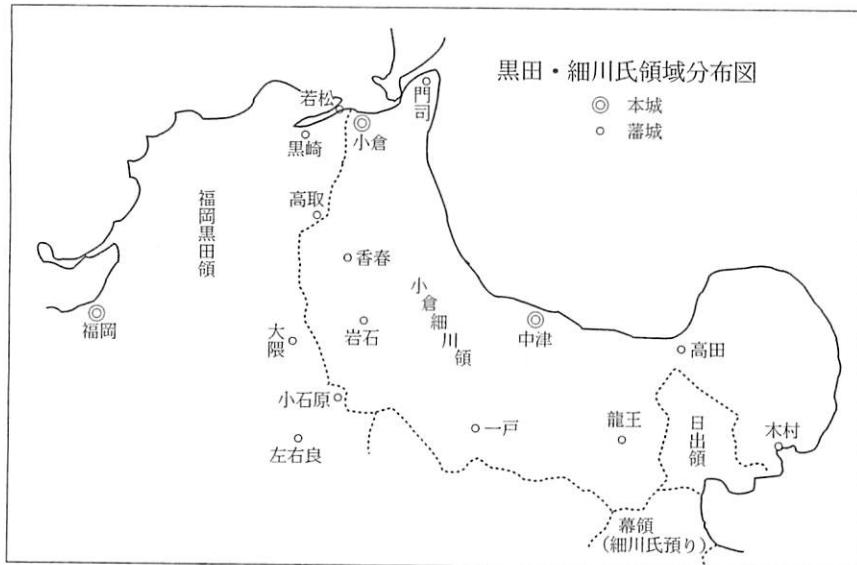
(第三図・表二)『北九州市史』でも領域支配の確保を基本とした配置として挙げている。⁽¹²⁾また、木島孝之氏は、細川氏の支城配置には、次のように大きく二つの配置理由があると指摘している。⁽¹³⁾

①黒田領を抑える為に、黒田領と国境を接する場所にある城

(門司城・香春城・岩戸城・一戸城)

②領国内における各郡の統括

(中津城・竜王城・杵築城・高田城)



第三図 黒田・細川端城位置図 (『北九州市史』より)

表二 豊前細川氏端城一覧表

城名	支城主	石高(石)	所在地	役職
門司城	沼田勘解由	5000	規矩郡	
香春城	細川中務少輔	25000	田川郡	細川忠利舍弟
岩戸城	長岡肥後	9000	田川郡	都・下毛郡奉行
一戸城	荒川勝兵衛	3000	下毛郡	
中津城	細川忠利	不明	下毛郡	細川忠興嫡子
竜王城	細川妙庵幸孝	10000石	宇佐郡	細川忠興舍弟
高田城	有吉四郎右衛門	15000石	国東郡	備頭・宇佐郡奉行
木付城	松井佐渡守	25000石	速見郡	備頭・中津・杵築郡奉行

細川氏が豊前へ入国する以前は黒田領であったが、転封の際、細川氏に虚偽の石高を示した事からそれ以来、両氏とも仲が悪くなった。それを利用したのが幕府であり、この配置理由には幕府の意向も考えられるとしている。つまり、両氏の間に緊張関係を持続させ、親徳川大名である細川氏を豊前へ配置し、黒田氏を牽制させようとしたのではと木島氏は指摘している。高田城は杵築城と国東半島を「一分する形で、北半分の統括を城代に任せたと考えられる。そして、高田城には、表二で表した様に有吉立行が城代とし任じられている。その事は『綿若輯録』にも、「有吉立行ハ芝崎高田之城を受取」として記されている。⁽¹⁵⁾

一方で特殊な例もある。富来城（大分県国東町・本草図一参照）は、中世以来富来氏、大友氏改易後は、豊臣系大名である寛（垣見）家澄の居城であった。慶長五年（一六〇〇）六月に起こった石垣原の戦いで、黒田如水・松井康之・有吉立行がこの城を攻め、西軍側である、寛氏が降伏し城を明け渡した経緯がある。そして、細川氏が九州に入部するまでの間、富来城の城主は不在のままであった。そこで、細川忠興の父である幽斎の隠居所として提案された。慶長六年九月一日付けの忠興から、松井康之に送られた書状には、

【史料六】

一、富来之城之家、其儘

置候へと、先日申候へとも、

幽斎御下有間敷との

事候間、又如前、家とも

くつし候へと、申候事、被

得其意、可被渡候事、

とある。しかし、幽斎はこれを断り史料中の下線部にあるように、破却されている。その理由として、『綿考輯録』卷十七では、こう書かれている。

【史料七】

「同国富来城ハ要害堅固之地なる故、玄旨君之御居城に可然かと被仰上候へ共、都遠く候而御望不被成候間、富来城ハ御毀被候而」

とあつて、玄旨（幽斎）の隠居城として、要害堅固な富来城を忠興が提案したが、幽斎自身都（京か？）が遠いと不都合であるという理由で、しかも城主不在のまま放置すると不都合である為としている。幽斎は文化人として知られ、富来に住むとなると、自身の文化的活動に支障をきたすと判断したのだろう。こうして、富来城は廢城となつた。

・細川氏時代高田城普請について

普請の開始時期は細川忠興が、豊前に入部した翌年の慶長六年には始まつたと考えられる。さらにつきこの年の五月上旬には、

【史料八】

同五月上旬忠興君普請為御巡見御越被成、被思召候より石垣はやく出来、城の体見事ニ有之、御太悦に思召由、康正を以其外諸奉行中江御意有之、櫓屏廻り等之普請丈夫ニ出来候様ニ覺悟専一之由御意被成、緩々御見分諸事御差図等図等被成候而

『綿考輯録 二 卷十七⁽¹⁾

とある。先ほど述べたとおり、五月上旬には忠興が巡見している。そして「被思召候より石垣はやく出来、城の体見事ニ有之」、「櫓屏廻り等之普請丈夫ニ出来候様ニ覺悟専一之由御意被成」とあり、その頃には石垣が完成し城らしくなつた事、今度は櫓と堀の普請を完成するようにせよと、忠興が指示していた事が窺えられる。

一方、繩張り図に戻つて、それを確認すると図中右端に二〇・三⁽²⁾の基準点には、大きな櫓があつたと考えられる櫓台があ

り、さらにその上にも、櫓台らしき施設跡が、見られる。竹中氏時代の普請では、「豊後全史」以外その様子が見当たらないので、どこまで普請が行われたのか不明であるが、現在の規模を完成したのは竹中氏時代であろう。そして、二〇・三三の基準点にある櫓台（天守相当の大櫓？）は細川氏になつてからと考ることが出来る。もちろん、天守相当の櫓は本丸にあつたとまでは考へなければならない。しかし、遺構が殆ど残つてない以上、深く考察することができない。また、史料中にある石垣は、調査の際確認できなかつた。史料には石垣があつた事がわかるが、この事から推理すると、高田城を破却するときに石垣も取り払われた事が考へられる。

その後、元和元年（一六一五）の一国一城令が出されるまでの間、高田城に関する記録は「綿考輯錄」の中では、見当たらない。史料中の、「櫓廻廻り等之普請丈夫ニ出来候様」とあり、その後どうなつたのか、気になるところであるが、おそらく慶長六年中に普請はほぼ終わつていたと考えられる。なお、普請の動向は、表三に示したので、そちらの方を参照していただきたい。

（五）小結

以上のように、高田城普請について『綿考輯錄』をもとに、考察してきた。竹中氏時代の普請は、「豊後全史」で見る限り、普請の記録が少ない事と短期間に内に府内に移つてゐることから、細川氏と異なり大規模な普請にはいたくなかった。また、豊臣から徳川へと政権移行期にあたる当時の時代背景から、竹中氏が恒久的に高田に居城するとは考えられないため、竹中氏は高田城を一時的な居城として考へていたと推測される。

一方で細川氏は、高田城を支城の一つとして、さらに国東北部・宇佐郡の拠点としたため、石垣・櫓等を構築するなど、大規模な普請が行われるに至つた。そして、そのころに当時の先端技術である、織豊期城郭の技術が取り入れられた事は十分想定できる。それを証明していくためには、遺構が表面に残つていないう上、今後の考古学の発掘成果を期待すると同時に、文献史料からより詳しく見ていく必要がある。

表三 細川氏端城普請の動向

日付	内容	城名	典拠
慶長3年(1598)	城塁ヲ増築ス東西三町五十五間南北三町十間アリ	高田城	豊後
慶長4年(1599)	豊後の内木付六万石御加増被遣	杵築城	綿考卷12
慶長5年(1600)2月初旬	有吉四郎右衛門立行を木付御城代に被仰付候	杵築城	綿考卷12
慶長5年11月2日	豊前一国と豊後内速見国崎両郡を添御拝領被成候		綿考卷17
慶長5年12月上旬(7日か8日?)	丹後國を御立豊前へ被赴		綿考卷17
慶長6年(1601)正月	於豊前初而之御年被越、	中津城	綿考卷17
慶長6年	木付の城ハ康之ニ御預け被成候	杵築城	綿考卷17
慶長6年	芝崎高田の城を御預け被成候	高田城	綿考卷17
慶長6年	御普請可仕旨被仰付御指図を以御普請申付候	高田城	綿考卷17
慶長6年	依之諸事手賊をなし高田普請ハ康正司て相勧	高田城	綿考卷17
慶長6年5月上旬	忠興君普請為御巡見被成、	高田城	綿考卷17
同日	櫛堀廻り等之普請丈夫ニ出来候様に(中略)御意被成	高田城	綿考卷17
同日	綏々御見分諸事御指図等被成候而	高田城	綿考卷17
慶長6年6月25日	右衛門殿城普請之砌ニ而細張を御頼ゆヘ	日出城	綿考卷17
同日	且ハ城に南山近候、此処ハ何時も後巻可被成候	日出城?	綿考卷17
同日	木付へ御出被成懇構など御細張有て	杵築城	綿考卷17
慶長6年8月	康之木付の城普請相勧居候節被下候	杵築城	綿考卷17
慶長6年8月15日	古城共不残割候由		綿考卷17
同日	普請之様子奉行所より申越候		綿考卷17
慶長6年8月23日	同月長岡中務居城香春の普請成就仕候付	香春城	松井3
慶長6年9月11日	もし・かんた普請はや出来候、矢藏普請まで二候	門司城他	松井334
同日	もしの殿主からたち出来候	門司城	松井334
同日	小倉堀普請十の物七余出来候間、首尾程有間敷候	小倉城	松井334
同日	城の網張可申付と存じ候	岩石城	松井334
同日	香春之堀も、先日之網之分半分出来之由候	香春城	松井334
慶長6年9月11日	次ニ殿主石垣ニ被取懸候由	香春城	松井334
同日	日出の城普請、弥、被急候やうに切ゝ可被申越候	日出城	松井334
慶長6年10月26日	殿主ニ重くミ上候由屋根ふき次第、	杵築城	松井341
慶長7年(1602)正月15日	鍛初被仰付候	小倉城	綿考卷17
慶長7年正月26日か27日	小倉ニ御越被成御細張被仰付	小倉城	綿考卷17
慶長7年11月中旬	小倉城御普請成就し	小倉城	綿考卷17
元和元年(1615)12月	豊前ニも小倉・中津両城之外、城々御はき被成候と云々		綿考卷19

典拠史料凡例

豊後=『豊後全史』、綿考=『綿考輯録』、松井=『松井家文庫』、松由=『松井家由来附』

数字凡例

『綿考輯録』・『松由』=卷数、『松井家文庫』=史料番号

二、高田城と他の城普請から見た、高田城の位置づけ

(一) 細川氏時代高田城普請とその責任者、松井・有吉両氏について一方で細川氏による高田城普請については、城代の有吉氏ではなく、杵築城代松井康之の嫡子康正が勤めている。その事に關して次のように『綿考輯錄』は述べている。

【史料九】

有吉立行ハ芝崎高田之城を受取、C御普請可仕旨被仰付御指図を以御普請申付候、B其比立行ハ豊前御國中検地の事を命ぜられ候、A諸城御普請の石場以下をも司しめ給ふ、依之諸事手賦をなし高田普請は康正司て相勤、

〔『綿考輯錄 一二』卷十七⁽¹⁾〕

とあり、有吉立行は端城群を普請する際、石場(石置場または石材を管理する場所)を責任者であった(史料九下線部A)。本来であれば、高田城代を勤める有吉氏が普請の責任者となつてよい筈なのであるが、松井氏が勤めている。さらに史料九につづいて「同五月上旬忠興君普請為御巡見御越被成、」とあり、慶長六年五月上旬には、細川忠興自身が視察を行っている。

木島孝之氏によれば、普請の責任者が有吉氏でないこと、忠興自身が視察を行っていることから、細川家全体における事業の一環として行われたとしている。⁽²⁾しかし、この史料をさらに詳しく見ていくと、史料中下線部Bには、「其比立行ハ豊前御國中検地の事を命ぜられ候」とあり、普請当時、有吉立行は豊前領の検地奉行を命ぜられている。そこで単純に史料を解釈すると、有吉は検地で多忙である為、高田城の普請を松井康正に任せたと考えられる。または、史料中下線部Cの「御普請可仕旨被仰付御指図を以御普請申付候」とあり、さらには、史料中の直前には「諸城御普請の石場以下司らしめられ、且御國中検知之事被仰付候」とある。つまりは、諸城(端城)全体の石場の責任者が有吉氏であり、高田城普請担当が松井氏であったと解釈できる。その作業の一環として、有吉氏は検地を行う過程で石材を探していたとも考えられる。いずれにせよ、城普請には

松井・有吉両氏が深く関わっている事がわかる。そこで、有吉・松井両氏はどのような人物であったか、抑えておく必要がある。

第一節表二にあるように、両者とも、郡奉行と備頭と呼ばれる役職についている事がわかる。そこで、慶長一九年（一六一四）二月一九日に大阪の陣において、忠興出勢の時に書き出された、「綱考輯録」に記載された陣立書がある。それを、吉村豊雄氏著の『近世大名の権力と領主経済』の中にある表を表四として、記載してみた。

表四 大坂出勢陣立（吉村豊雄「近世大名の権力と領主経済」より）

	人名・組名	知行高	人数	武器人數
壱番	細川孝之	25000 石	746 人	鉄砲335挺 弓49張 鎗231本 昇60本 鍬60丁 馬上95騎
	有吉興道	15000	533	
	益田藏人	6000	243	
	金森将監組	1000	65	
	住江武石右衛門組	1000	65	
弐番	三渕重政	3000 石	107 人	鉄砲354挺
	松井興長	25000	746	弓59張
	村上景広	10000	318	鎗222本
	牧興相	6000	256	昇59本
	続重政	1500	82	鍬55丁
三番	猿木左門	1000	62	馬上96騎
	蔽正照	1000 石	365 人	
	加々山興良	6000	258	鉄砲334挺
	志水宣之組	1500	178	弓31張
	村上助右衛門組	1100	180	鎗270本
内記様御手廻	西郡長次郎組	2000	151	昇36本
	高田九郎右衛門与	1200	72	鍬27丁
	香山半太夫与	700	58	馬上103騎
	高見半太郎右衛門与	500	186	
	内記様御手廻衆		500 人	
御旗本	志水元五組	2000 石	110	
	魚住正重組	700	179	鉄砲250挺
	山路太左衛門組	1000	200	弓20張
	熊谷忠兵衛組	500	194	鎗278本
	佐分利作左衛門組	800	140	昇30本
	芦田与兵衛組	700	147	鍬30本
	鳴海丹後組	2000	100	馬上112騎
	井門重之組	1000	64	
	佐藤伝右衛門組	1500	82	
	道家一成組	1000	64	
	平野太郎左衛門	1500	—	
	御手廻衆		509 人	
	村上延殿助与		216	
	清田七介与		216	
	蔽三左衛門与		104	
	松井右近大夫与		106	
	間七太夫与	300 石	103	
	乃美主水与	1500	105	鉄砲302挺
	馬詰勘左衛門与	500	102	弓119張
	長船十右衛門与	600	102	長刀30柄
	小藤次太夫与	700	159	鎗423本
	松本作左衛門与	700	156	昇69本
	坂崎勝重与	2000 石	180 人	鍬30本
	伊藤金右衛門与	1000	138	馬上121騎
	鶴又左衛門与	1000	143	
	西川与介与	500	105	
	太田久兵衛与	700	38	
	神西政造与	1000	49	
	朽木太郎右衛門与	300	29	
	横山藤左衛門与	500	31	
	完甘太郎兵衛与	2000	145	
	桑原主殿与	100	129	
	沢村大学者		64	
	御弓組之外		10	

軍勢の編成は主力戦闘部隊の備組三組（表中の一番～二番）と親衛部隊である、側組（表中の内記様（忠利）御手廻・御旗本）からなり、総勢九一七二人であるとしている。但し『綿考輯錄』でも、「私云、右本書御備組の武具数・人數等諸記ニ出る所同しからず候、伝写の誤り成へし」とあるように、信憑性にはやや疑問が残る。その為、慎重に考察する必要がある。そこで有吉立行（表中有吉興道）は、壱番、松井康之（興長）は三番の備組に入っており、両氏は、その組の備頭となつてゐる。有吉氏は細川家子飼いの武将であった。慶長四（一五九九）年に細川家が杵築六万石を与えられ、有吉立行が城代になつた際、

【史料十】

立行ハ城主たるへき家筋にて、父将監立言安良の城主なりけりといえども、安良の城御掃被成候ニ付、當時宮津の屋敷にて、城主の格に被仰付置候処、今度木付の城御拝領ニ付、四郎右衛門城主ニ被仰付候也

（『綿考輯錄』二一卷十一⁽²⁾）

とある。つまりは、有吉家は丹後にいた当時から「城主たるへき家筋」であったようであり、その頃から城主格であつたことがわかる。つまりは、細川家から有吉家は相当信用されていた事が窺える。

また松井康之は元々、室町幕府の足利義輝に仕えていた。ところが、永禄八（一五六五）年に三好義賢に義輝が暗殺され以降、織田信長・豊臣秀吉・徳川家康と次々に仕え、最終的に細川幽斎（藤孝）から、細川家に仕えるに至つた。しかも、秀吉に仕えていた当時紀州征伐にも参加しており、その功績により豊臣姓が与えられている。そして、天正一六（一五九八）年には、従四位下・佐渡守の官位が授与されている。⁽³⁾さらに幽斎と親戚関係である事から、それなりに配慮する必要があつたと考えられる。しかも、『松井家由来附』にはこう書かれてゐる。

【史料一一】

一、同年四月於豊後国速見郡の内、木下右衛門太夫殿拝領の残分壹万七千石余、

御代官預りニ相成申候、此御代官之儀、東照宮より松井康之え被仰付候段、(後略)

(『松井家由来附』²⁵)

とあり、東照宮(家康)が木下延俊に拝領した残りの速見郡の領地を、幕府領とし、その代官に松井康之を指名したことがわかる。さらに、

【史料一二】

一書申入候、仍豊後國の内速見郡の残壱万七千百六拾石余の分、御代官御給人被為付候内、其方へ当座預ケ置候条、仕置等可被申付候、重て御用次第ニ切手可差遣候、恐々謹言

四月一七日

加藤喜左衛門

正次判

大久保十兵衛

長安判

彦坂小形部

元正判

片桐市正

旦元判

松井佐渡守殿

御宿所

とあり、正式に幕府の代官になっている。このように、康之は細川家家中でありながら、幕府の代官という職務を持つ特殊な性格を持っているといえるだろう。その結果、細川家譜代のみで構成される、「御手廻衆」や「御幡本」に対して、村上氏・戸氏・益田氏の「豊前以来」新規家臣となつた者と、一門・譜代門閥で構成された備組を統率する備頭であつた、有吉氏・松井氏はその出自と当時の立場から、細川忠興から他の支城主や郡奉行よりも、藩主に準ずる権限を与えられていたのではないだろうか。その結果、高田城以外の他の端城普請に積極的に関与している点について次の項目で考察していきたい。

(1) 本城（小倉城）と端城普請の優先度について

・小倉城普請の動向

細川忠興が、赴任した当初は中津城に居城していた（本章第一節参照）。そして、慶長六年中に、中津城を忠利に渡し、忠興自身は小倉城を築城し、そこに居城する事になった。しかし、表三でわかるように、『綿考輯録』では、小倉城普請と他の支城普請の開始時期が、若干ではあるがずれている事がわかる。むしろ、小倉城より優先して行われたと考えられる。史料四のつづきには、「小倉普請為御見分御越被成候と云々」とあり、慶長六年中には小倉城普請が開始された事がわかる。しかし、慶長七年（一六〇七）正月には、次のような記述がある。

【史料一二】

一、慶長七年、小倉を御居城ニ可被成と被思召、正月十五日鍬初被仰付候、廿六七日之比、小倉ニ御越被成御繩張被仰付、
御家中ニも丁場の割被仰付候、其後も度々御出被成候

〔綿考輯録 一二〕 卷十七（昭）

とあり、慶長七年正月には、本格的な普請が始まり、家臣に対する普請の丁場割も始まつた事がわかる。そして、一一月中旬の記述に「小倉城御普請成就し」とあり（表三参照）、それまでに普請がかかっている。一方で端城の普請は、慶長六年中には中津城を除く全ての支城普請が完了したと考えられる。

・他の端城と周辺の城普請

一方で、高田城以外での端城の普請が、どのように行われてきたのかを考察する必要がある。高田城普請では、『綿考輯錄』以外の史料には、記載されていなかつたが、他の端城普請では、『綿考輯錄』以外に史料に記載されているので、それらの史料を中心に、その動向を見ていく事にする。端城全体の普請に関する事として、慶長七年八月一五日付の、忠興から松井佐渡守、有吉武藏、加々山隼人の三人にあてた書状の中に、

【史料一四】

一、古城共不残割候由、是ハ尚以念を入度候事、

一、普請之様子奉行所より申越候、弥無油断可申付儀肝要ニ候、

（『松井家文庫』三三三号文書^②）

とあり、指定した支城以外の城館を徹底的に破城すると、その端城の普請の様子は、忠興が奉行から報告を受けている事がわかる。このように、端城普請には、忠興も含む松井・有吉両氏が積極的に関与している事が、窺える。

『松井家文庫』によると、慶長六（一六〇一）年九月一一日～一二日にかけて忠興が、小倉城・門司城・苅田城（豊前松山城・現福岡県苅田町）・岩石城・香春城・日出城の普請の視察を行っている。

【史料一五】

一、もし・かんた小倉之普請為見、先日乗船候、もし・かんた普請はや出来候、矢藏作事普請までニ候、是又、かう立十之物七餘出来候間、首尾程有間敷候、もしの殿主かうたち出来候、城之見事ニ成候事、推量之外候、小倉堀普請、十之物八ほど出来候、堀口・ふかほり共ニ廿三間ニほりたて候、見事さ無申計、（中略）

一、天氣次第、明日香春へ相越、それヨリかんしゃくへ參、城之網張可申付と存候、（中略）其城普請可急ため此度残候、武藏なども検地算用いそかせん候ハんためニ、此度不召連候、玄蕃・其方・武藏など互ニ隙明候て、同道候而、境目

緩々と可被廻候事

一、香春之堀も、先日之網張之半分之由候、又、かんしゃく堀柱之分、悉出来候由候、矢藏きりくミニ取かゝり候由申候、諸城存之外普請共出来、満足此事候事
一、其城堀くつれ候ニ付、らんぐい、山奉行ニ被申候てきらせられ候由、得其意、次ニ殿主石垣ニ被取懸候由、尤候、かべのいて候ハぬきニ、白壁つき候様ニ可被急事、肝要候事
一、日出之普請、弥、被急候やうニ、切ゝと可被申越候、(後略)

九月一一日 忠(花押)

松井佐渡守殿

『松井家文庫』三三四号文書⁽²⁾

とある。もし(門司)城・かんだ(茹田)城・小倉城を最初に視察を行い、それぞれ「十之物七」や「八」といったようになり、殆ど普請(土木工事)が完成し、あとは「矢藏」などの建造物の作事だけというようになっている。また、その翌日へ巡察を行った、岩石城・香春城も普請の進捗状況などが詳しく書かれている。しかし、岩石城は、史料中に「城之網張可申付と存候」とあり、さらに統いて「其城普請可急ため此度残候」とあり岩石城の普請が他の城普請と比べて、遅れているような文面が見られる。その後、忠興は同年九月十八日に、香春・岩石へ視察を行っている。

【史料一六】

一、今度香春へ相越、たちのなわはり仕候、一段もよぶ見事ニ成候、其ヨリ岩石へ相越、是又、繩張申付候、存之外見事成城にて候、水ハ本丸ニ有之事候、其外、山うちハ皆水にて候、きどくなる事候、右両城ながら。一二三日中ニ普請之者遣事候

〔『松井家文庫』二七七号文書⁽²⁾〕

とある。このように、端城普請に関して細川忠興自身が視察を行い、松井らに直接指示を出している事が窺える。これは、前節で取り上げた高田城の普請にも忠興が直接視察を行い、指示している様子が『綿考輯錄』から窺う事が出来た（前節参照）。さらに、忠興は、領内の端城のみならず周辺の城普請にも関与している。それが日出城の普請である。

関が原の戦後、細川氏が豊前に転封されてからほぼ同時期に、木付城の近くに木下延俊が日出に三万石で、転封してきた。木下延俊は、豊臣秀吉の妻北政所の甥であり、細川忠興の娘婿にもあたる。そこで、日出城普請には『綿考輯錄』において、このような記述がある。

【史料一七】

一、仲津に御着被成候而早速より御領分検地之儀急被仰付、さて御国廻り被成所々御心被附、竜王より日出ニ御出、木下殿之宅ニ御入御加賀殿対面被成候折節、右衛門殿普請之砌ニ而縄張りを御頼ゆへ、御逗留被成縄張被仰付候、且ハ城の南山近候、此所ハ何時も後巻可被成候、御氣遣有間敷と被仰候、夫より木付へ御出被成惣構など御縄張有て、（省略）

（『綿考輯錄一』卷十七^㊷）

とある。史料では、忠興が竜王から日出に赴き、木下延俊から日出城の縄張りの依頼を受けた。そして忠興がそのまま日出に残り、縄張の指導を行った事がわかる。このように、日出城普請には、細川家のバックアップの下、普請が行われた事がこの史料からわかる。さらに史料中に「且ハ城の南山近候、此所ハ何時も後巻可被成候」とある。ここでいう城とは、おそらく中津城あるいは、日出城より北にある、細川の端城の事を指していると思われる。なぜなら、日出城の南は別府湾だからである。つまり忠興は、日出城は、何かあれば、細川氏領国内の本城と端城に対し、後詰の役割を果たすのだと解釈する事ができる。

また、木付城も慶長六年中に完了している。しかし、木付城の場合、他の端城のように忠興が頻繁に巡察を行い、さらに指

示を行った形跡は、【史料一五】に出てくる日出城普請の帰り際に、「夫より木付へ御出被成惣構など御繩張有て、」とある以外、具体的な指示を行っている事が他の史料では見られなかった。しかも慶長六年十月二六日付けの、忠興が書いた松井康之宛の書状には、次のように書かれている。

【史料一八】

一、其城普請、やかて出来候由候、尤候、永ひき候ハぬ様ニ可被申付候事

(中略)

一、殿主ニ重くミ上候由、やねふき次第、まつぬりまわされ尤候事

（『松井家文庫』三四一号文書）

とあり、木付城の普請に関しての具体的な史料として登場している事がわかった。この史料から窺う事ができる。

一方で、その端城の普請には在地の百姓達を動員して行っている事がわかった。例えば、【史料一六】で出した書状の中に「百姓等をも可被召遣候」とあり、忠興自身が指示している事がわかる。それに対し、木付城も在地の百姓を動員したと思われるが、【史料一八】から見る限りでは、松井康之が独断で集めた可能性がある。それに對し、木付城も在地の百姓の獨自性が見られるのは、本節（一）で述べたように、細川家の家臣でありながら幕府領の代官を務めた点にその理由があると考える事が出来る。つまりは、細川家と幕府との間にいる関係上、木付城の普請に関しては、細川家としては、松井家に対しこのような措置をとらざるを得なかつたように見える。

（三）高田城の端城としての位置付け

以上のように、高田城と周辺の端城と他の大名の居城普請を見てきたが、次は高田城の端城としての位置を具体的に考察していきたい。

小倉城普請が完了した、慶長七（一六〇三）年、黒田孝高（如水）は、細川忠興に次のような質問をしたと、『綿考輯録』⁽³²⁾は記している。

【史料一九】

一書、如水或忠興公へ、潛にこなたと我等と同心するならハ、別にこわきものハ有間敷と被申ければ、忠興公是一大事なる儀を被申と被思召

とあるように、我々（黒田）と組めば、怖いものはないと述べている。そこで、忠興の回答は、

【史料二〇】

小倉の城御建被成候事を黒田如水さ候へ被申ければ、家康公何やうにしたりとも、我々か攻めたたらは落とすへしと被仰候、是を本多佐州忠興君へ御咄有ければ、夫ハいな事を被仰候、城ハ我か為と思召によりあしく候、薩摩にても又は何方にて
も、上の御出馬被成候時、此城を明け渡し可申ためなりと被仰候へハ、御尤と御申候也、

と答えていた。それは、以前に本多佐州（正純）にもお話したように、薩摩（島津）が来ようが、小倉城は家康公（公儀）の城として、幕府に明け渡す用意があります。と答えていた事がわかる。つまりは、言い訳とはいえ小倉城が公儀の城であり、さらには領国内の端城もこれに含むと考える事が出来る。端城の配置は、前節に述べたように領国内の領域支配の確立を前提とした配置である。しかし一方で、香春城の事を、忠興は次のように評している。

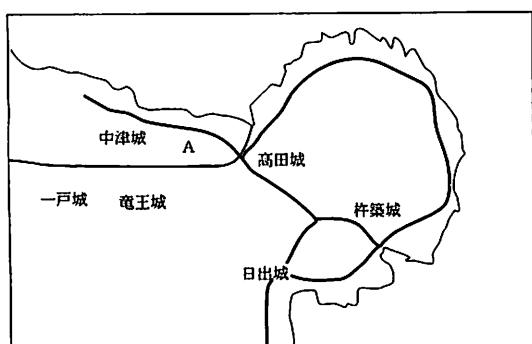
【史料一一】

一、岩石ヨリ彦山之ふもとを越、山國通、らかんへ出候、今まで見不申候せつ所にて候、山國へハひた・くす■ヨリ御入候道ハ、事之外難所にて候、当城ヨリ道餘多有之事候、城一つ無之候てハ不叶所ニ候、幸、天下一之城、能所ニ御入候、人百人置候へハ、十万をもふせぐ城にて候仕合と存事候

とあり、当城（香春城）は、岩石から英彦山の麓を通る道や、日田・玖珠にも通る道がある。しかも、この場所は難所であり、百人程置いたら、十万もの敵の大軍を抑えておく事ができよう、忠興が述べている。均等に配置している端城（第三図参照）同士の間には、街道が走っている。つまりはその街道筋を抑えるようにも見える。そこで、端城配置には領域支配の確保ともう一つの理由があると考えた。

木付城は、細川家の肥後転封後も、譜代の大名の居城であった。しかし、転封前の元和元（一六一五）年元和一国一城令で一度廃城になっている。その後、杵築には寛永九（一六三二）年に小笠原氏が、正保一（一六四五）年には松平（能見）氏が転封されてきている。そして、城跡はそのまま使われず、麓に居館を置くに留まっている。さらに、「木付城絵図」（浅野文庫蔵）と『日出城絵図』（浅野文庫）とを比べてみると、日出城下の惣構えの方が、しっかりとしているのに気付く。【史料一五】の「夫より木付へ御出被成惣構など御繩張有て」という記載から、木付城城下でも惣構えが施された事がわかるが、日出城ほど強固なもので無かったと考える事が出来る。さらに木付城は本節（一）で述べたとおり、松井氏の居城である為、戦略上の配置というよりも、郡統治の拠点としての意味合いが強い。

そこで、新たな戦略拠点として、日出城の築城に関与し木下氏を転封させた幕府の意図に沿う事になったと考えることはできないだろうか。幕府の意向とは、【史料一八】にあるように、小倉城が有事の際は公儀の城として明け渡すと、述べている事からも窺う事ができる。第四図で表したように、日出城と高田城は図中Aとして示している豊前街道の分岐点に位置している事がわかる。仮に高田城が陥落した際、瀬戸内海に直接繋がっているので、簡単に京・大坂へ進む事が出来る。そこで、



第四図 高田城と日出城との位置関係図
A=豊前街道

日出城は南から攻めてくる敵を食い止めるという役目を果たしていったと考えられる。

つまりは、日出城は高田城と共に、国東半島の両サイドの守備を果たす事で、有事の際の重要な拠点として位置付けする事が出来る。それらの事から日出城普請が高田城と同様に、細川忠興が直接関与する大規模な普請であったと言えるし、その高田城が、細川氏領国における最終の防御ラインとして位置付けられたと考えられる。有事とは、幕府に異を唱える大名の武力蜂起を指し、親徳川方の外様大名である細川家が、九州からその者を出さないよう、防御ラインの構築の為、高田城も含む支城を再編成した。つまりは、高田城・日出城普請も幕府の意向があつたと推測する事が出来る。

(四) 元和の一国一城令と端城破却

第一章で述べたとおり、元和元（一六一五）年に元和の一国一城令が西國の大名に対し出された。細川家にも、この年の六月二九日までには来ている。この日付の細川忠興の子忠利が書いた書状がある。その史料には、

【史料一一】

一、諸国城割之御触状、今日廿九日到来候、則門司之城、今日よりわらせ申候、残城々
使之參着次第、わり候へとかたく申付遣候、此由御奉行衆・金地院・上州へ可被
申候事

一、中津之儀、大炊殿へ談合候由、尤ニ候、済候へハ能候、済候ハでも不苦事

（『綱考輯錄 三』卷一九³⁴）

とあり、小倉城以外の端城の破却を行ったものと考えられる。一方で中津城は、史料中であるように、大炊殿（土井利勝）と相談し、残すように取り計らっている事が窺えられる。結局、中津城は存続が認められ、細川家が肥後へ転封された後、小笠原家、奥平家と明治まで存続できた。一方で、高田城も元和の一国一城令で廃城になつたものと考えられた。しかし、近世にかかれた「橋津家文書」には、こう記されている。

【史料一三】

松平市正様西年ヨリ杵築江御所替ニ付當地之御公料

被成候刻、杵築御預願ニ成申候、其後御家中屋敷ハ

田畠ニ被成御城者其尙ニ而立居申候付杵築ヨリ御城

番知行被御差置被候處、百七十七年以前寅年

御城モ被成御物崩跡ハ田畠成申候、勿論夫ヨリ以後者□□

城番モ不被置、御公料御代正保ニ西年ヨリ寛（政）□□□

年迄式十五年ニ而御座候、

（天保年間「橋津左源太用」^{〔註〕}）

とあり、三代將軍徳川家光の代に、細川家が肥後へ転封されて後、寛永一六（一六三九）年には松平重直が龍王城から、この城に移ったとされている。そしてこの史料にもあるように、松平氏は正保一（一六四五）年には、杵築に転封し高田城には城番を置いたとされている。それ以降、高田城は完全に廢城になった。そして、寛文九（一六六九）年に丹後福知山から、松平忠房が七万石で肥前島原に転封され、その飛び地として、豊後高田・田染・都甲一万石増加された。そこで、高田城本丸跡に代官所を置き、明治に至っている。

（五）小結

以上のように、高田城の位置付けを周辺の城普請から見てきたが、もちろん、端城の配置が郡統治を円滑に進める為の配置であると考えられる。一方で、その位置関係と細川忠興が直接指示を出している事からも有事の際の最終防御ラインであった事が考えられる。【史料一七】にでてくる黒田如水との問答の中にもあるように、島津が攻めて来ても、小倉城は「公儀の城」として幕府に明け渡す。述べている事からもわかる。その「公儀の城」の防御を図る為に、端城配置を配置したもう一つの一

面があるのではないだろうか。勿論有事を想定したのは島津氏だけではなく、島津氏以外の大名や土豪一揆対策も考えられる。いずれにせよ、幕府や黒田氏といった緊張関係の下、端城が再編されていったのである。それが、慶長二〇（一六一五）年の大坂の陣で豊臣家が滅ぶと、国内情勢の安定化と大名の居城の一律管理を目指す為、徳川幕府が出した、元和の一国一城令により、その使命を終えたのである。⁽⁴⁾

おわりに

細川氏は慶長五（一六〇〇）年の閑ヶ原の合戦において、その功績により豊前と豊後國東郡を拝領された。それにあたり、旧黒田領など、かつて豊臣系大名がいた領内の城館を再編整備し、整備し残された城館を細川氏の新たな端城として、支城主を置く事に至った。その配置には、西に国境を接する黒田氏との緊張関係がある。一方で、近世大名として徳川政権に承認された、細川氏に何か落ち度があると、改易される恐れがあった。この慶長期の戦国乱世から醒めあがらない緊迫した時期において、幕府に咎められず且つ、九州内の 大名に不測の事態が起きると、九州の入口に配置された大名として、それを防ぐ義務を負わされたと考えられる。その為、細川氏が新たに配置した端城には、本論に出した、【史料一三】～【史料一九】にあるように、街道沿いに配置され、普請の際には細川忠興が直接視察するなどが窺える事が出来る。一方で、幕府から睨まれない為に、細川氏は端城に支城主とは別に、郡奉行を派遣し地域行政の拠点としての機能を端城に持たせた。このように、細川氏の端城には、軍事面と行政的な郡統治という二元性を持っていたと考える事が出来る。但し木付城とその管轄領（国東郡南半分）の場合、本論で取り上げたように、支城主の松井氏が細川家家臣でありながら、細川家預かりの幕府領の代官になつてゐる。また松井康之の出自の特殊性から木付城の場合は、他の端城とは一線を画し、松井氏の私領としての扱いであつた事を付け加えて置きたい。

こういった中で、高田城は『綿考輯録』以外の『細川家史料』・『松井家文庫』等の史料から、普請の様子等について窺う

記述は見られなかった。しかし、支城主の有吉氏とは別に魚住加賀守が郡奉行になつてゐる事、また繩張り図から読めるように規模が大きい事から、重要な意味を持つてゐる事が窺える。そして、細川氏の端城の中で唯一平地に築かれた城郭として、軍事と行政と二元性を持つ細川氏の端城の中で、高田城は郡統治を優先的においた配置だと考える事が出来る。高田城は平地に築かれ豊前街道から少し離れた位置にあり、軍事的な性格として弱点を持っている。そこで、その弱点を補う為に、忠興の娘婿にあたる木下延俊が豊前街道沿いに日出城を築城する際、忠興がその普請に直接指示した事が二節中の【史料一三】・【史料一五】から伺う事が出来る。こうして日出城は細川氏の端城ではないものの、高田城と共に、国東半島における防御ラインを築いたと考えられる。

そして、黒田如水と忠興とのやり取りの中に、小倉城が有事の際に幕府に明け渡す用意があると忠興が述べている（本論【史料一七】・【史料一八】）。また端城普請について忠興に逐一報告するような書状がある事からも、端城の配置が幕府の意向に配慮している事と、日出城普請に細川氏が関与している事は、幕府に対する意思表示であつたと考える事が出来る。その結果、元和元（一六一五）年に一国一城令が発せられると、細川氏はすぐに従い、中津城を除く全ての端城は破却した。

慶長期は大名にとっては緊迫した時期でもあった。豊臣・徳川の統一政権により承認された大名が、転封された彼らは領内の安定化を図る事を第一に考えた。かつて九州平定の後、肥後に転封された佐々成政が、その後に起つた国人一揆の責任をとられ、豊臣秀吉により改易された。その事からもわかるように、領内に何かが起つれば、改易される心配があつたからである。また、周辺の他の大名との緊張関係がこの時期にもあり、領内における情勢の安定化と他の大名との緊張関係により、端城を再編したのである。その社会的背景が、細川氏以外の他の近世大名にも共通の課題としてあり、慶長期における城郭政策に反映されたと言えるだろう。

そして、慶長二〇（一六一五）年の大坂の陣により、徳川家最大の敵である豊臣氏が滅ぶと、さらに日本国内の安定化を磐石なものにする為、一国一城令を發布した事により、その端城の使命は終えた。さらに二代将軍徳川家光によって、「寛永の

一国一城令」と「正保城絵図」を出された事によつて、全国の大名の居城を把握し、幕府による城郭の一律管理を行ふ体制が確立されたのである。⁽²⁾

最後に中村修身氏は、高田城が今まで本論で論じられてきた場所とは、別の場所に細川氏時代の高田城が存在したと指摘した。⁽³⁾ その理由として、高田城は現在の遺構面では石垣が確認されない事、海に近すぎて城下が広げる事は難しいと考えている。そこで、中村氏は、細川氏時代の高田城の候補として、鞍掛城（豊後高田市）を比定している。

鞍掛城は、天正年間、大友氏家臣の田原氏が在番を勤めていた。この城は、高度な技術をもつた石垣が構築されている事が分かっている。従来の研究では、現在残っている遺構は、天正一五（一五八七）年の九州平定以降に、改修されたものとされ、改修主が黒田孝高であるとされている。⁽⁴⁾ 第一章の【史料一～三】に掲げた、天正一五年の豊臣秀吉の朱印状にある、「豊後と豊前之間に城一つ馬が岳城と右境目の城と遠候はゞ其間に一城、豊前之内に可置城普請可有候國々之者共、」のもう一つの城ではないかとされている。

この見解について、文献史料が確認できない現在、あくまでも推論であるが、鞍掛城が細川氏時代の高田城を指していないとは言えない。その問題も今後の課題としたい。

註

- (1) 木島孝之『城郭の縄張り構造と権力』、九州大学出版、二〇〇一年
- (2) 小柳和弘『大分県の中世城館の成果』、『日本歴史』第六八三号、二〇〇五年
- (3) 田北学『増補 編年大友史料』卷二七、つちや軽印刷、一九六八年
- (4) 『豊後高田市史』、豊後高田市、一九八六年、二六六頁
- (5) 中井均『織豊期城郭の画期』、村田修三編『中世城郭研究論集』新人物往来社、一九九〇年。一方で木島氏は、『城郭の縄張り構造と権

力」の中で、繩張り論の立場から、九州も含めた西南日本の中世城郭の特徴として、主郭（本丸）など主要な曲輪の一部にしか、織豊系城郭の技術が見られないと指摘し、近世城郭の限界点であると指摘している。一方で、宮武正登氏は筑前の秋月氏が、日向高鍋へ転封された際の事例として、兵農分離と家臣団再編の実施による大名権力の「元化」=近世城郭の成立前提といつ法則だけでは、完全に把握し切れない在地側の論理が有ると指摘している（宮武正登「九州における織豊系城郭研究」〇年の現状と課題」「織豊城郭」織豊期城郭研究会、二〇〇三年、「同著「豊臣城郭の地方伝播の契機と内容」、「第六回北部九州中近世城郭研究会資料集」、二〇〇五年一月一二日・一三日、於佐賀県立肥前名護屋城博物館）。筆者（福永）は、石垣・礎石・瓦のいわゆる三点セットの導入が、「地域の近世化」を体現しているとは、考えておらず、近世六名の登場との居城から考へる事に意義があると考えつつも、具体的に「地域の近世化」を見い出していく為には、在地と関わり、近隣との大名との関係も考慮する必要があると考える。

- (6) 豊後高田市所蔵
- (7) 「綿考輯録」第二巻、出水神社、一九八八年、三八九頁
- (8) 「綿考輯録」第一巻、一八六頁
- (9) 「北九州市史」近世、北九州市、一九九〇年、六五頁
- (10) 吉村豊雄「近世大名家の権力と領主経済」、清文堂出版、一〇〇一年、六五頁
- (11) 「綿考輯録」第一巻、四一九頁～四二二頁
- (12) 註九参照
- (13) 木島氏によると、幕府は細川氏と黒田氏との緊張関係を保つ為と推測している。大坂の陣の時、細川氏には出馬を要請したが、黒田氏には要請しなかった。この様に細川氏は外様でありながら、親徳川大名として豊前に配置し、黒田氏には危機感を与える幕府に中世を尽くさせようとした意図があったとされている（木島孝之「近世初頭における支城構造」、「福岡県地方史研究」一二、福岡県地方史研究所、一九九五年）。

- (14) 註八参照
- (15) 『松井文庫所藏古文書調査報告書』二、八代市立博物館刊行、一九九七年、一〇二頁
- (16) 『綿考輯錄』第一卷、四二一頁
- (17) 『綿考輯錄』第二卷、四〇三頁
- (18) 註一七参照
- (19) 註一三参照
- (20) 註十、五二頁
- (21) 『綿考輯錄』第三卷、八頁
- (22) 『綿考輯錄』第二卷、一八六頁
- (23) 『日本歴史大辞典』八、河出書房、一九七三年、六五三頁
- (24) 『松井家先祖由来附』三、八代市教育委員会、一九九九年、一七四頁
- (25) 註二四、一七五頁
- (26) 『綿考輯錄』第二卷、四一四頁
- (27) 註一五参照
- (28) 同右
- (29) 『松井文庫』二、七四頁
- (30) 『綿考輯錄』第二卷、四〇九頁、四一〇頁
- (31) 『松井文庫』二、一〇六頁
- (32) 史料一八と共に『綿考輯錄』第二卷、四一九頁。

(33) 「松井文庫」一、一〇六頁

(34) 「綿考輯錄」第一卷、四一九頁

(35) 別府大学付属博物館収蔵。橋津家は宇佐にあり、高田も含む島原藩の飛び地になつた時、細川氏時代の手水を引き継ぎ、大庄屋となつた。この史料は幕府の巡檢使が、来た際尋ねられた際に、どのように答えたらしいのかマニュアルにしたもの。

(36) 白峰旬氏は、「元和の一国一城令が山内氏（土佐）・島津氏（薩摩）・黒田氏（筑前）・毛利氏（長州）・鍋島氏（肥前）の西国の大名にしか確認されない事を指摘し、一国一城令が当初から全国の大名に布達される目的を持たなかつた点が読み取れるとしている。さらに、幕府が居城と支城を峻別し、破却しなかつた場合居城として認め把握しようとしたのではと指摘している（白峰旬「一国一城令と廢城の実態について」、「豊臣の城・徳川の城」、校倉書房、一〇〇三年）。

(37) 福田千鶴氏は、島原・天草の乱後に出来られた寛永の一国一城令で、古城を徹底破却した事により、徳川政権の政策意図の到達点として、正保城絵図の徵収は城郭政策の安定化を示したものだと指摘した。また、正保城絵図の作成により、幕府の大名居城が格段に掌握されたと評価しつつも、山本博文氏による「政策の契機が対外の緊張関係によるもの」という指摘と、一七世紀の城郭政策が緊急課題として役割が終えつたという指摘から得るものがあるとし、城絵図の作成は、徳川政権の城郭政策が正統化された証明であると、考察している（福田千鶴「一七世紀初頭における城郭政策の展開－城破りの視点から－」、「論集 きんせい」第一七号、一九九五年）。

(38) 一〇〇五年八月二八日に中村氏と北部九州中近世城郭研究会の方と数人で、高田城とその鞍掛城の見学へ行つた際での指摘。また同行した村上勝郎氏は、有吉氏が一万石の居城としては、現高田城は大きすぎると指摘し、中村氏と同様に鞍掛城＝細川氏高田城と指している。

(39) 玉永光洋「佐野鞍縣城」「大分の中世城館」第四集総論編（大分県文化財調査報告書一七〇）、大分県教育委員会、一〇〇四年

【追記】

本論は、筆者（福永）が平成一八年一月に別府大学に提出した修士論文の一部を加筆・訂正したものである。本論も含めご指導して下さった、史学科白峰旬助教授は勿論の事、同大学史学科教授後藤重巳先生や中村修身氏・宮武正登氏をはじめ北部九州中近世城郭研究会の会員の方々に、ご教示を戴いた事に厚く御礼を申上げます。

高田城年表

建久七年（一一九七）	高田掃部介重定が築いたとされている。
文禄二年（一五九三）	高田正孝が、大友義統と共に、文禄の役に参加する。
文禄三年（一五九四）	義統が、鳳山城で小西行長を待たずして撤退した為、秀吉から改易される。 正孝は、高田浜（国見町）に蟄居して帰農した。
慶長二年（一五九七）	秀吉の命により、竹中重利が一万石で転封される。
同三年（一五九八）	慶長の役はじまる。重利これに参戦。
同五年（一六〇〇）	『豊後全史』によれば、「文禄三年城墨ヲ増築ス、東西三町五十五間南北三町十間アリ」とある。 慶長の役が終わる。
同六年（一六〇一）	関ヶ原の合戦での功績により、竹中氏は府内へ転封。豊前一国と豊後国東・速見両郡に細川忠興が 転封する。

元和元年（一六一五）	一国一城令が出される。細川藩領では、小倉・中津を除く全ての支城が廃城となる。
寛永九年（一六三二）	細川家が、肥後へ転封
寛永十六年（一六三九）	童王から、松平重直が高田へ移ってくる
正保二年（一六四五）	松平氏、杵築へ転封
寛文九年（一六六九）	高田・都甲・田染一万石が、肥前島原藩の飛び地となり、代官所が本丸跡に置かれる。

（年表は「高田城」、「日本城郭大系」第一六巻・『豊後高田市史』に基づく。）

（徳島市八万町柿谷二一一〇）